枚方市議会定例会議案書

(令和6年9月定例月議会) (追 加①)

目 次

報告第17号	専決事項の報告について			1
	専決第7号	和解について	•••	2
	専決第8号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	***	4
	専決第9号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	***	6
	専決第10号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	***	8

報告第17号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年(2024年)10月9日提出

枚方市長 伏 見 隆

- 1. 専決事項 (1) 和解について(1件)
 - (2) 和解及び損害賠償の額を定めることについて(3件)

和解について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年(2024年)9月18日専決

枚方市長 伏 見 隆

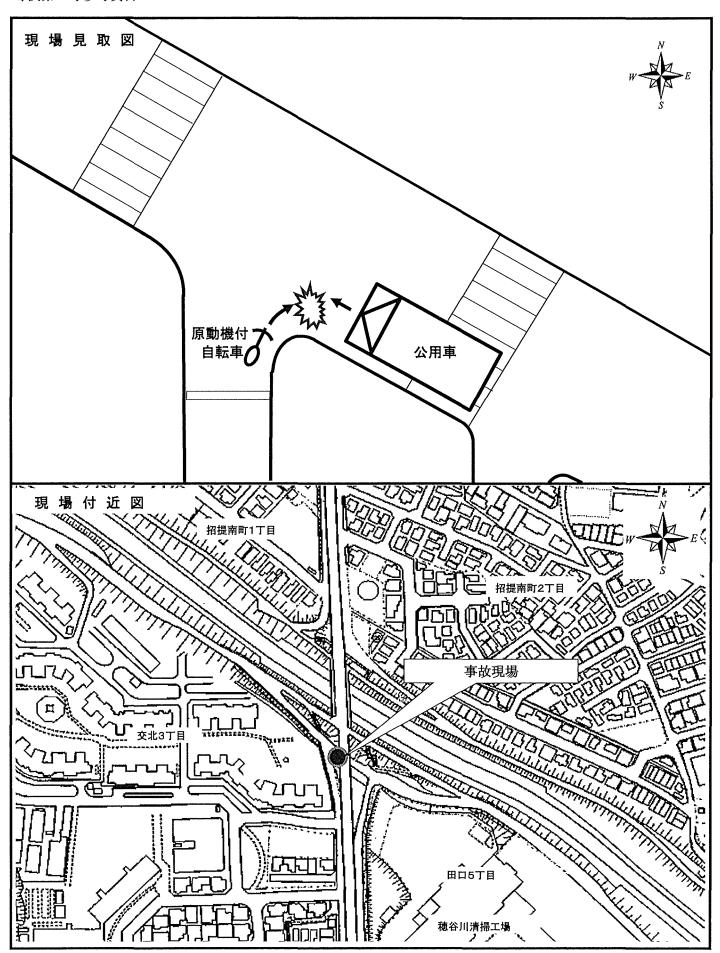
記

- 1. 和解の相手方 枚方市在住者
- 2. 事件の内容

令和3年12月17日午後1時2分ごろ、本市環境部職員が公用車(2トン塵 芥収集車・大阪800そ1326)を運転し、市道阪出屋敷線を南東から北西へ走行中、交北3丁目1番地先の丁字路において枚方市在住者が運転する同氏所有の原動機付自転車が南から一時停止せず右折してきたため、クラクションを鳴らすとともにブレーキを掛けたが間に合わず衝突し、同車が損傷するとともに同氏が負傷した事故である。

3. 和解の内容

- (1) 本市が本件事故により被った物損害は、82,445円であることを確認する。
- (2) 相手方が本件事故により被った物損害は、132,430円であることを確認する。
- (3) 上記(1)、(2)の損害については、各自それぞれが負担し、相手方にその支払いを求めないことを確認する。
- (4) 相手方が本件事故により被った人身損害については、本市加入の自動車損害賠償責任保険及び労働者災害補償保険により、そのすべてが補填済であることを確認する。
- (5) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



専決第8号

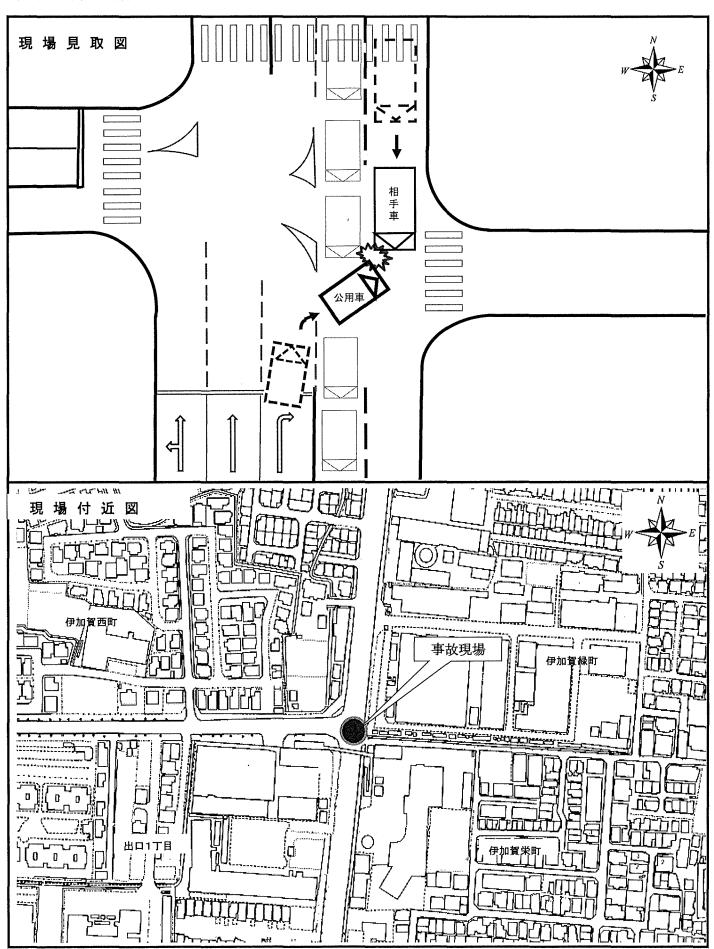
和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年(2024年)9月24日専決

枚方市長 伏 見 隆

- 1. 和解及び賠償の相手方 京都市在住者
- 3. 賠 償 の 額 金 449,910円
- 4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方へ人身損害賠償金として金449,910円の支払義務があることを認める。
 - (2) (1)の賠償金の内、既払額金189,840円を除き金260,070円を相手方の指定する金融口座に支払う。
 - (3) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



専決第9号

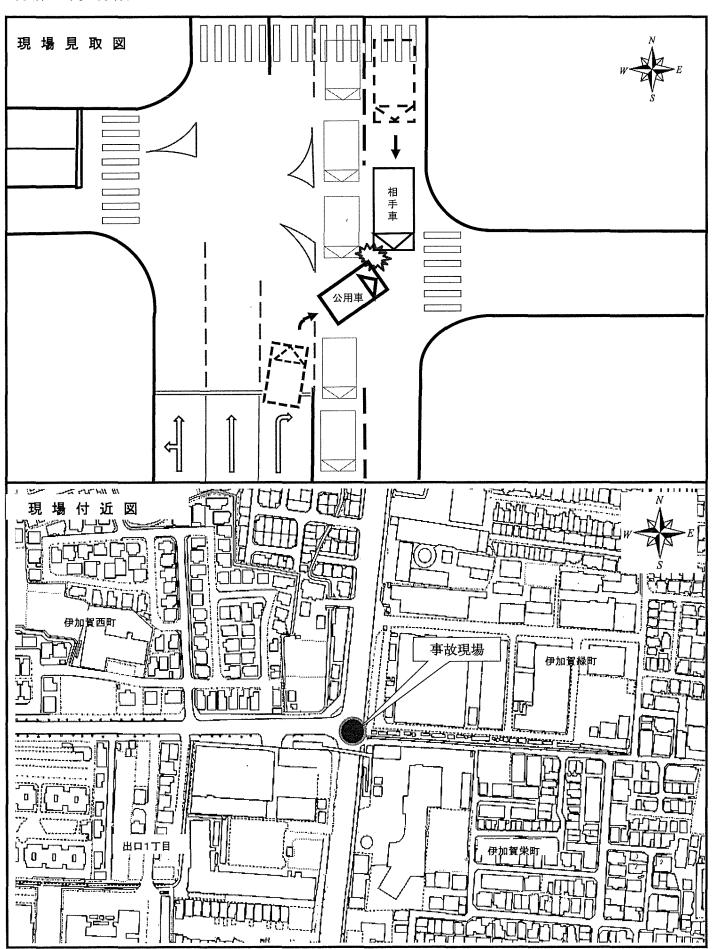
和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年(2024年)9月24日専決

枚方市長 伏 見 隆

- 1. 和解及び賠償の相手方 京都市在住者
- 3. 賠償の額金350,721円
- 4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方の人身損害賠償金として金350,721円の支払義務があることを認める。
 - (2) (1)の賠償金の内、既払額金143,261円を除き金207,460円を相手方の指定する金融口座に支払う。
 - (3) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年(2024年)9月24日専決

枚方市長 伏 見 隆

- 1. 和解及び賠償の相手方 京都市所在の法人
- 3. 賠 償 の 額 金 577,864円
- 4. 和解の内容
 - (1) 本市・相手方各自負担額を相殺し本市が相手方に対し、金577,864円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

専決第10号参考資料

